

交通事故をなくす運動港区推進本部設置要綱

1. 趣旨

最近急激に増加しつつある交通事故、とくに死亡事故の絶滅を図って人命の安全を確保するために、大阪府、大阪市などが中心となって結成された「交通事故をなくす運動」連絡協議会の趣旨に沿って、広く区民の協力を得て、人命尊重の思想を高めるとともに、交通ルールを守る運動を関係諸団体と協力、連携しつつ推進しようとするものである。

2. 名称、体制

この運動を推進するための本部を「交通事故をなくす運動港区推進本部」と称し、下記の者をもって構成する。

- (1) 港区長
- (2) 港区選出の府・市議員
- (3) 港区役所総務課長
- (4) 港区役所協働まちづくり推進課長
- (5) 港警察署長
- (6) 港警察署交通課長
- (7) 港消防署長
- (8) 水上消防署長
- (9) 建設局市岡工営所長
- (10) 西部環境事業センター所長
- (11) 区内中学校幹事校長
- (12) 区内小学校幹事校長
- (13) 港交通安全協会長
- (14) 港区交通指導員会会長
- (15) 港地域交通安全活動推進委員協議会長
- (16) 港駐車問題協議会長

3. 役員

本会に「推進本部長」、「事務局長」をおく。

- (1) 推進本部長は、区長があたる。
- (2) 事務局長は、港区役所協働まちづくり推進課長をもってあてる。

4. 会議

本会の会議は、推進本部長が招集する。

5. 事業

- (1) 本会で決定したことは「交通事故をなくす運動港区推進委員会」と連携を図りながら、事業を推進する。
- (2) その他、広報活動、啓発などを適宜推進する。

6. 事務局は、港区役所協働まちづくり推進課に置く。